

徳島県南部総合県民局の 開庁時間が変わります

徳島県南部総合県民局では、阿南市内の通勤通学時における道路の交通渋滞対策と二酸化炭素排出の削減に率先して取り組むため、平成20年4月1日より、時差通勤を行います。これに伴い、庁舎の開庁時間を午前8時30分から午後6時15分までに変更します。

なお、南部児童相談所（阿南市）及び那賀林務庁舎（旧上那賀町）の開庁時間は従来どおりです。

【お問い合わせ先】

南部総合県民局企画振興部（美波）総務担当

☎ 0884 - 74 - 7321

◆ 米・大豆を生産している農家の皆さまへ

収入減少影響緩和対策について

しくみ

19年産から米・麦・大豆などの農産物を生産する担い手（認定農業者、特定農業団体等）を対象に、当年の収入額が標準的な収入額を下回った場合に、その9割を補てんする「収入減少影響緩和対策」が実施されています。

加入手続

☆「収入減少影響緩和対策」には、4月1日からの品目横断的経営安定対策の加入申請の際に対象品目の生産予定面積を申告するだけで加入することができます。

☆拠出金については、加入手続終了後、農政事務所等で算定した額が通知され、7月31日までに指定された口座に入金していただくことになります。

【お問い合わせ先】

徳島農政事務所 地域第一課 ☎ 0884 - 22 - 0328

野外焼却について（お願い）

近年、ごみの野焼きに関する苦情（相談）が増え問題となっています。廃棄物処理法においては、平成13年4月1日から一定の例外を除いて、廃棄物の野外での焼却に罰則が設けられています。野焼きはダイオキシンの排出や火災発生の原因になるばかりでなく、煙や臭いで気分が悪くなったり、布団・洗濯物に汚れや臭いがつくなど近所迷惑になることもありますので、野外での焼却はやめましょう。

○ 例外規定 ○

1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 （例：河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却等）
2	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 （例：凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くずの焼却等）
3	風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 （例：どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松・しめ縄等の焼却）
4	農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 （例：農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝木等の焼却）
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの （例：たき火・キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却）

※直罰の対象とならない焼却であっても、住宅密集地や農地（畑地・田んぼ）、山林など地域の状況によって、周囲の環境衛生上問題となる場合は、県・市町村の指導及び処分の対象となりますのでご注意ください。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 ☎ 77 - 3613 支所住民室 ☎ 78 - 2212